

横須賀市病院事業条例(抜粋)

（病院事業の設置）

第 1 条 市民の健康保持に必要な医療を提供するため、本市に病院事業を設置する。

（経営）

第 2 条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

（市立病院運営委員会）

第18条 市立病院の運営の重要事項に関し、市長の諮問に応ずるため、本市に地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市立病院運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員21人以内をもって組織する。また、必要に応じ、臨時委員若干人を置くことができる。

横須賀市立病院運営委員会規則

（総則）

第1条 横須賀市立病院運営委員会(以下「委員会」という。)の運営については、横須賀市病院事業条例(昭和43年横須賀市条例第16号)に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

（委員）

第2条 委員は、市民、医師会会員及び学識経験者のうちから市長が委嘱し又は命ずる。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（臨時委員）

第3条 臨時委員は、当該諮問事項に関係のある者のうちから、市長が委嘱し又は命ずる。

2 臨時委員の任期は、前項の事案の審議期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

（委員以外の者の出席）

第6条 委員会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（その他の事項）

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。